

罰則規定について

- 「障害を理由とした不利益取扱い」に対する罰則規定について、国の意見書や他の都道府県条例は以下のようにになっているが、どのように考えるか。

1. 国の「差別禁止部会」の意見書

- 国の「『障害を理由とする差別の禁止に関する法制』についての差別禁止部会の意見」(平成24年9月)では、「差別をなくそうとする試みは、障害の有無にかかわらず個人の尊厳を認め合う社会の実現に資するもの」であり、ゆえに、「本法は、差別者・被差別者という形で国民を切り分けてこれを固定化し、相手方を一方的に非難し制裁を加えようとするものであってはならず、今後、差別者・被差別者を作り出さないためにも、国民誰もが理解し得る共生社会の実現に向けた共通のルールとして機能することが重要である」としている。
- また、「『差別はよくないことだ』という国民誰もが持つ考えを形あるものにして生かすためには、具体的に何が差別に当たるのか、個々人で判断することは困難であるので、その共通の物差しを明らかにし、これを社会のルールとして共有することが極めて重要となる」とした上で、「実際に差別を受けた場合の紛争解決の仕組みを整えることもこの法律の目的に据えなければならないが、これも、決して差別した人をつかまえて罰を与えることを目的とするものではない」としている。

2. 千葉県条例

- 「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」では、
- ① 障害のある人に対する差別の多くが誤解や偏見、無理解によって生じていること
 - ② 話し合いにより障害のある人が感じる「差別」と障害のない人が考える「差別」の意識のギャップを埋め、双方の意思疎通をはかり差別の解消を図る方法を基本とすること
 - ③ 罰則は、かえって、条例の第三者による事案解決の調整活動を阻害してしまう要因ともないかねないこと
- から、差別行為に対する直接の罰則を設けていない。
- 悪質なケースについては、「障害のある人の相談に関する調整委員会」の進言に基づいて、知事が差別是正の勧告を行うことでその防止・解消を図ることとしている。
- また、虐待など著しい人権侵害については、その多くは犯罪であり、障害のある人もない人にも等しく適用される刑事罰に当たるものと思われるとされている。

3. 熊本県条例

- 「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」では、「不利益取扱い」にあたる行為があった場合は、障害のある人とない人との間に新たな軋轢が生まれたりしないよう、罰則を設けず、第三者的立場の相談員を交えた話し合いや、調整委員会の助言、あっせんに基づく当事者による自主的な解決を図ることとしている。

4. 北海道条例

- 「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」でも、差別や不利益取扱いに対する罰則規定はない。

5. 岩手県条例

- 「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」でも、不利益取扱いに対する罰則規定はない。